

持できる22週目、⑥分娩後自発呼吸をしてから、と大雑把に6段階が想定できる。そのことは、成立しつつある生命については「生命」を「何のために認識するか」によって、生命と認める段階も異なると言えないか。

つまり、細胞として「自己保全能力」を生命と見れば①、この場合クローニ胚もふくまれよう。②は母体との助けを借りて自己維持機能が成立し、個体としての特性が成立する時点でもみれば③、または④、外界の環境の中で自立する人間としてみれば⑤、⑥となろう。

(二) 次の問題は「阿頼耶識論」は「認識」された時、それは「命」として私にとっての「存在」になるという問題である。「自己」とは自己に認識された時「自己」である、ということになる。生命レベルでは、ウイルスなどの他者を認識するとき自己認識ということであれば「受精」辺りで「自己意識」と言えるであろうか。

(ホ) しかし「自己意識」を白血球や拒絶反応能力とみれば、受精からとも言えるが、他者意識・自己意識が神経細胞を基本能力と考えれば、脳の神経細胞が連結し始めた時からであろう。「印度学仏教学会」における生命問題委員へのアンケート調査でも回答者20人中「受精の瞬間から」10人。「感覚認知の潜在能力が具わる14ころ」「感覚認知の能力を獲得した6週頃」5人であった。唯識など意識が人間であるという仏教からみたら、5人の意見は重要である。

へ、だが、母体の中での生命と、試験管の中で人工的に管理されている生命では、異なる点がある。それは母体の子宮壁に着床して卵自身の出すホルモンに刺激されて胎盤形成を促し、胎盤に保護された時「生命」としての「縁起と自立」が確かに成了ったと言えないだろうか。

すると(A)母体の胎盤に着床する以前はヒトの生命になる可能性の段階にあるが、(B)ヒトとして母体との確かな相互関係(縁起)に入ったものがヒトの生命である(C)従って(A)はヒトの生命以前である、という設定を立てることはできないであろうか。

(ト)これを基準に考える時、倫理判断としては、(C)を、胚への医学的介入の可能性の論拠であるとともに、(A)を自制心の論拠とすることができよう。

## D、自己の「自立」

1、生命とは基本的に生命と認識された時生命である。

したがって、「親」から見れば「子供」として認識された時「子供の生命」になるので、試験管内の受精卵段階でも子供と考える人もある。また廃棄したい受精卵なら「物」になろう。

2、生命も、生命としての「ヒト」も、人格としての「人間」も、基本的には「自己」として他者との関係で「自己と認識する時が自己」であるなら、生命発達の段階によつて自己の位相は変化するのではないか。命の自己意識を段階的にみれば、

①受精…生命の尊厳成立の段階、